

!! 住宅確保要配慮者の住替えを支援 !!

居住環境が向上するセーフティネット住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な住宅確保要配慮者に対して、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

<セーフティネット住宅住替え助成金>

セーフティネット
住宅

へ住替えの方

最大

10
万円

助成対象経費
合計額の

1/2

住宅確保要配慮者って？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます。



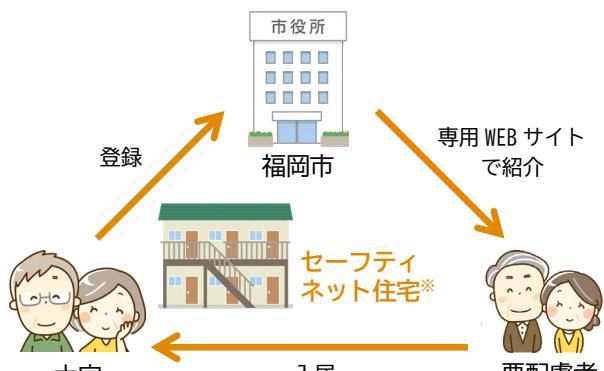
その他…

被災者、DV被害者、LGBT、新婚世帯など

セーフティネット住宅って？

住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者が入居しやすい（入居を拒まない）民間賃貸住宅として、福岡市に登録された住宅をいいます。

登録された住宅は専用WEBサイト上に公開され、だれでも閲覧することができます。



※福岡市では、一部のセーフティネット住宅に家賃補助等を実施しています。詳細は下記よりご参照ください。

セーフティネット住宅
をお探しの方

専用WEBサイト



補助付き（家賃補助等）
セーフティネット住宅
をお探しの方

福岡市HP



募集期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）【必着】まで
申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯 ■

助成金を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 福岡市内に居住している又は勤務 [*] していること ※勤務：4カ月以上継続して雇用され、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 2人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可 <table border="1"><tr><td>高齢者（60歳以上）</td></tr><tr><td>障がい者 (身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方)</td></tr><tr><td>海外からの引揚者</td></tr><tr><td>ハンセン病療養所入所者等</td></tr><tr><td>犯罪・DV被害者</td></tr><tr><td>被災者</td></tr></table>	高齢者（60歳以上）	障がい者 (身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方)	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等	犯罪・DV被害者	被災者
高齢者（60歳以上）							
障がい者 (身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方)							
海外からの引揚者							
ハンセン病療養所入所者等							
犯罪・DV被害者							
被災者							
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 市営住宅又は持家に居住していないこと ※市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 要支援世帯(1)～(4)又は支援世帯(A)(B)であること（詳細は2ページを参照） ※要支援世帯(4)、支援世帯(A)(B)の場合は、犯罪・DV被害者又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯、子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯）に限る						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 生活保護を受給していない世帯であること						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 福岡市内のセーフティネット住宅に住替えることで、居住環境が向上すること (詳細は10ページを参照) ※要支援世帯(1)(2)の場合、支援世帯(A)になる 要支援世帯(3)(4)の場合、支援世帯(B)になる 支援世帯(A)(B)の場合、支援世帯(A)(B)を維持する						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）						
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること						

■ お問い合わせ先 ■

助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00） FAX：092-733-5589

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn_sumikaeshien.html

■ 助成対象となる経費 ■

申請世帯が、事業者（不動産、引越し業者）に支払う経費で、以下のものが対象となります。

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 建物仲介手数料 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証料 <input type="checkbox"/> 住宅保険料（火災保険等） <input type="checkbox"/> 鍵交換費用 <input type="checkbox"/> 転居前の住宅に係る原状回復費用 <input type="checkbox"/> 転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	<input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 駐車場仲介手数料 <input type="checkbox"/> 契約時に払う家賃、共益費、管理費 <input type="checkbox"/> 転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 <input type="checkbox"/> その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	<input type="checkbox"/> 引越し運送費用 <input type="checkbox"/> 荷造りや荷解きに係る費用 （人件費や梱包資材に係る費用など） <input type="checkbox"/> 引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る。）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 <input type="checkbox"/> 引越しに伴う不用品の処分費用	<input type="checkbox"/> 引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 <input type="checkbox"/> 公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 <input type="checkbox"/> 挨拶品の手配に係る費用 <input type="checkbox"/> 引越しに係る友人等への謝礼金

■ 助成金額 ■

助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1／2（上限額10万円）

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1／2で計算します。
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

＜計算例＞

助成対象となる経費	助成率	助成金額
<input type="checkbox"/> 礼金 40,000円		
<input type="checkbox"/> 仲介手数料 25,000円		
<input type="checkbox"/> 住宅保険料 25,000円		
<input type="checkbox"/> 引越し費用 70,000円		
合 計 160,000円	1／2	80,000円 (160,000円×1／2 =80,000円)

■ 要支援世帯・支援世帯の考え方 ■

- ①政令月収、②居住面積（住宅の広さ）及び③家賃負担率の3つの項目により判定する住宅困窮度により、要支援世帯及び支援世帯を以下のとおり位置付けています。
- ①政令月収、②居住面積及び③家賃負担率を算出後、④区分判定（どの区分に該当するか）します。

① 政令月収 ≪123,000円以下の世帯≫

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	要支援世帯（1）	
	以上	支援世帯（A）	

① 政令月収 ≪123,001円以上158,000円以下の世帯≫

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	要支援世帯（3）	
	以上	支援世帯（B）	

① 政令月収の算出・区分の確認（1／3）

政令月収とは、世帯全員の総所得金額から扶養控除等の額を差引いた後の月平均額です。

政令月収 = (世帯の総所得金額 - 世帯の控除額) ÷ 12

- ① 各自の総所得金額を確認
- ② 各自の総所得金額を合計して、世帯全員の総所得金額を算出
- ③ 世帯の控除額を算出
- ④ 世帯全員の総所得金額（②で計算した額）から世帯の控除額（③で計算した額）を差し引き、12で割った額が政令月収

政令月収が 123,000円以下又は158,000円以下となる総所得金額・世帯収入の目安

政令月収を年間総所得金額・年間世帯収入（各種控除前の総収入）に換算した場合の基準は以下の表のとおりです。世帯構成によってはそれが生じる可能性がありますので、目安としてご参考ください。

【総所得金額の目安】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
総所得金額	A : 1,576,000円 B : 1,996,000円	A : 1,956,000円 B : 2,376,000円	A : 2,336,000円 B : 2,756,000円	A : 2,716,000円 B : 3,136,000円

※ A : 政令月収 123,000円以下となる目安、B : 政令月収 158,000円以下となる目安

所得を収入に換算した場合



【年間世帯収入】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
世帯収入	A : 2,367,000円 B : 2,967,000円	A : 2,911,000円 B : 3,511,000円	A : 3,451,000円 B : 3,995,000円	A : 3,947,000円 B : 4,471,000円

※ A : 政令月収 123,000円以下となる目安、B : 政令月収 158,000円以下となる目安

※上記の世帯年収は、総所得金額を1人の収入に換算したものです。複数人の年収を合算した場合には、総所得金額とそれが生じる可能性がありますので、あくまでも目安としてご参考ください。

① 各自の総所得金額の確認方法

○ 紙と収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 年金収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」や「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 複数の収入がある方

令和7年度 「所得証明書」の総所得金額

※令和7年度の所得（令和6年1月1日から令和6年12月31までの所得）が確定（給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/12以降）するまでは、令和6年度の所得（令和5年1月1日から令和5年12月31までの所得）を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認をする年を分けます。）

① 政令月収の算出・区分の確認（2／3）

② 世帯全員の総所得金額の算出

$$\boxed{\text{Aさんの総所得金額}} \text{ 円} + \boxed{\text{Bさんの総所得金額}} \text{ 円} + \boxed{\text{Cさんの総所得金額}} \text{ 円} = \boxed{\text{世帯全員の総所得金額}} \text{ A } \text{ 円$$

③ 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 紦与所得等控除	給与所得又は公的年金等の雑所得がある人	100,000 円 × 人 ※所得が 10 万円以下の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000 円 × 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満である方	250,000 円 × 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者及び扶養親族で 70 歳以上の方	100,000 円 × 人	円
5 寡婦控除	所得がある人が寡婦※の場合 ※夫と離婚又は死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等の場合を除く。）総所得金額が 500 万円以下の者	270,000 円 × 人 ※所得が 27 万円以下の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得がある人がひとり親※の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が 48 万円以下の子を有する総所得金額が 500 万円以下の者	350,000 円 × 人 ※所得が 35 万円以下の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000 円 × 人	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000 円 × 人	円
合計（1から6までの控除額の合計）			世帯の控除額 B 円

④ 政令月収の算出

世帯全員の総所得金額から世帯の控除額を差し引き、
12で割った額が政令月収となります

$$\boxed{\text{世帯全員の総所得金額}} \text{ A } \text{ 円} - \boxed{\text{世帯の控除額}} \text{ B } \text{ 円} = \boxed{\text{政令月収}} \text{ 円}$$

②で計算した金額 ③で計算した金額



結果

123,000 円以下・123,001 円以上 158,000 円以下・158,001 円以上（助成対象外）

① 政令月収の算出・区分の確認（3／3）

«計算例»

世帯構成 夫 総所得金額 160万円（①所得証明書等で確認）

妻 総所得金額 80万円（①所得証明書等で確認）

子ども3人（12歳、9歳、4歳）

② 世帯全員の総所得金額 = 160万円 + 80万円 = 240万円

③ 世帯の控除額 = 10万円（給与所得等控除）× 2（夫・妻） +

38万円（同居及び扶養控除）× 4（妻・子ども） = 172万円

④ 政令月収 = (②220万円 - ③172万円) ÷ 12 = **5.7万円**

② 居住面積の確認（1／2）

現在入居している住宅の面積が、最低居住面積以上か未満かを確認します。

※世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積で、以下のとおりです。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
住戸専用面積	25 m ² 以上	30 m ² 以上	40 m ² 以上	50 m ² 以上	57 m ² 以上

最低居住面積以上か未満かの確認

- ① 世帯人数に応じた最低居住面積を算出
- ② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）を比較

① 最低居住面積の算出

- 1人世帯の場合は、最低居住面積は25 m²となります。（下表の計算は不要です）
- 2人世帯以上の場合は、下表より最低居住面積を算出します。

区分	計算式	面積
	基礎面積	10 m ²
10歳以上	()人 × 10 m ² =	m ²
6歳以上 10歳未満	()人 × 7.5 m ² =	m ²
3歳以上 6歳未満	()人 × 5 m ² =	m ²
3歳未満	()人 × 2.5 m ² =	m ²
	小計	m ²
	最低居住面積※ ※小計が30 m ² 未満の場合は、 30 m ² とする ※小計が50 m ² を超える場合は、 0.95を乗じる	A m ²

※妊娠中の子がいる場合は、3歳未満の子として計算します。

② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）の比較



※賃貸借契約書などで確認してください。

② 居住面積の確認（2／2）

«計算例»

世帯構成 夫

妻

子ども3人（12歳、9歳、4歳）

現在の住宅面積 45m²

① 最低居住面積の算出

区分	計算式	面積
基礎面積		10 m ²
10歳以上	(3) 人 × 10 m ² =	30 m ²
6歳以上10歳未満	(1) 人 × 7.5 m ² =	7.5 m ²
3歳以上6歳未満	(1) 人 × 5 m ² =	5 m ²
3歳未満※	() 人 × 2.5 m ² =	m ²
	小計	52.5 m ²
	最低居住面積※ ※小計が30m ² 未満の場合は、 30m ² とする ※小計が50m ² を超える場合は、 0.95を乗じる	49.875 m ²

② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）の比較



③ 家賃負担率の確認（1／2）

世帯収入に対する、家賃負担率が高家賃負担率（36.7%）以上か未満かを確認します。

家賃負担率 = 年間の家賃総額／世帯収入

- ① 各自の収入を確認
- ② 各自の収入を合計して、世帯収入を算出
- ③ 年間の家賃総額を算出
- ④ 家賃総額（③で算出）を世帯収入（②で算出）で除した値が家賃負担率
- ⑤ 高家賃負担率（36.7%）と家賃負担率（④で算出）を比較

① 各自の収入を確認

○ 紙与収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の給与収入

○ 年金収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」や「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の年金収入

○ 複数の収入がある方

令和7年度 「所得証明書」の各収入の合計

② 世帯収入の算出

$$\boxed{\text{Aさんの収入}}_{\text{円}} + \boxed{\text{Bさんの収入}}_{\text{円}} + \boxed{\text{Cさんの収入}}_{\text{円}} = \boxed{\text{世帯収入}}_{\text{A}} \text{円}$$

③ 年間（R1.1～12月）の家賃総額の算出

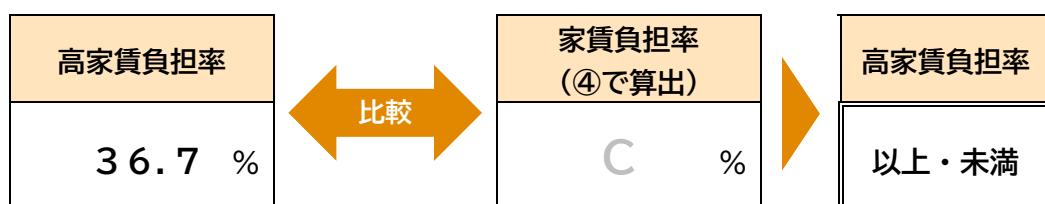
$$\boxed{\text{1月当たりの家賃*}}_{\text{円}} \times 12 = \boxed{\text{家賃総額}}_{\text{B}} \text{円}$$

*賃貸借契約書などで確認してください。

④ 家賃負担率の算出

$$\boxed{\text{家賃総額}}_{\text{B}} \text{円} \div \boxed{\text{世帯収入}}_{\text{A}} \text{円} = \boxed{\text{家賃負担率}}_{\text{C}} \%$$

⑤ 高家賃負担率（36.7%）と家賃負担率（④で算出）の比較



③ 家賃負担率の確認（2／2）

〈計算例〉

世帯構成 夫 収入 240万円（①所得証明書等で確認）

妻 収入 135万円（①所得証明書等で確認）

子ども3人（12歳、9歳、4歳）

家 賃 8万円／月

② 世帯収入 = 240万円 + 135万円 = 375万円

③ 年間の家賃総額 = 8万円 × 12ヶ月 = 96万円

④ 家賃負担率 = ③96万円 ÷ ②375万円 = 25.6%

⑤ 高家賃負担率と家賃負担率（④で算出）の比較 36.7% > 25.6%

⇒ 家賃負担率25.6%は高家賃負担率36.7%を下回っているため、

高家賃負担率未満となる

④ 区分判定

これまでの結果から、要支援世帯（1）～（4）又は支援世帯（A）（B）のどの区分に該当するかを判定します。（2ページ「要支援世帯・支援世帯の考え方」を参照）

〈判定例〉

世帯構成 夫 収入 240万円（所得 160万円）

妻 収入 135万円（所得 80万円）

子ども3人（12歳、9歳、4歳）

現在の住宅面積 45m²

家 賃 8万円／月

① 政令月収 5.7万円 ⇒ **123,000円以下**（5ページ「計算例」参照）

② 居住面積 [現在の住宅面積 45m²] < [最低居住面積 49.875m²]

⇒ **最低居住面積未満**（7ページ「計算例」参照）

③ 家賃負担率 [高家賃負担率 36.7%] > [家賃負担率 25.6%]

⇒ **高家賃負担率未満**（9ページ「計算例」参照）

① 政令月収 ≪123,000円以下の世帯≫

③ 家賃負担率	② 居住面積		最低居住面積	
	高家賃負担率	未満	未満	以上
② 居住面積	未満	要支援世帯（1）		支援世帯（A）
	以上	要支援世帯（2）		要支援世帯（2）

⇒ 当該世帯の判定区分は、**要支援世帯（1）**ということになります。

■ 居住環境の向上の考え方 ■

- 居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅に住替えを行うことで、居住面積が広くなる又は家賃負担率が低くなることをいいます。
- セーフティネット住宅に住替えた場合に、どの区分（要支援世帯・支援世帯）に該当するかを再度判定し、居住環境が向上※することが必要です。

※居住環境向上の例

住替え前	住替え後
要支援世帯(1)(2)の場合	支援世帯(A)になる
要支援世帯(3)(4)の場合	支援世帯(B)になる
支援世帯(A)(B)の場合	支援世帯(A)(B)を維持する

【区分判定チェックリスト】

	住替え前	住替え後
入居世帯	世帯年収 ① ※P.8「A」を記入	円
	政令月収 ② ※P.4 算出結果を記入	円
住宅	住宅面積 ③ ※賃貸借契約書等から	m ²
	家賃 ④ ※賃貸借契約書等から	円
政令月収区分の確認 ※②の政令月収から		<input type="checkbox"/> 0≤②≤123,000 <input type="checkbox"/> 123,001≤②≤158,000
居住面積の確認 ※P.6 結果を記入 (③と⑤の比較)		最低居住面積 ⑤ ※P.6「A」を記入 m ² <input type="checkbox"/> 最低居住面積未満 <input type="checkbox"/> 最低居住面積以上
家賃負担率(④×12÷①)の確認 ※P.8 結果を記入 (高家賃負担率(36.7%)の比較)		家賃負担率 ※P.8 算出結果を記入 % <input type="checkbox"/> 高家賃負担率未満 <input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上
区分判定 ※下記の判定表から		

«区分判定表»

① 政令月収 «123,000 円以下の世帯»

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	支援世帯(1)	支援世帯(A)
	以上		要支援世帯(2)

①政令月収 «123,001 円以上 158,000 円以下の世帯»

② 居住面積		最低居住面積	
		未満	以上
③ 家賃負担率	未満	支援世帯(B)	支援世帯(4)
	以上	要支援世帯(3)	

■ 住替え事例 (1 / 3) ■

世帯構成 夫 (70歳) 年金収入 200万円 (所得 90万円)

妻 (64歳) 年金収入 100万円 (所得 40万円)

住替え前 【現在居住の住宅面積】 28m² 【家賃】 70,000円

住替え後 【セーフティネット住宅面積】 35m² 【家賃】 65,000円

○ 政令月収の算出・区分の確認 (3~5ページ参照)

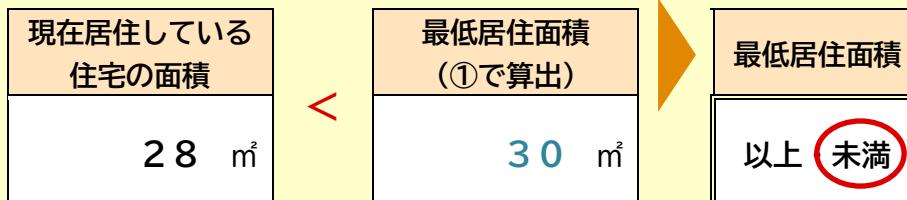
- ① 所得証明書等で所得を確認 (夫: 90万円、妻: 40万円)
- ② 世帯全員の総所得金額 = 90万円 + 40万円 = 130万円
- ③ 世帯の控除額 = 10万円 (給与所得等控除) × 2 (夫・妻) + 38万円 (同居及び扶養控除) × 1 (妻) = 58万円
- ④ 政令月収 = (②130万円 - ③58万円) ÷ 12 = **6.0万円**
⇒ 結果は 123,000円以下

○ 居住面積の確認 (6、7ページ参照)

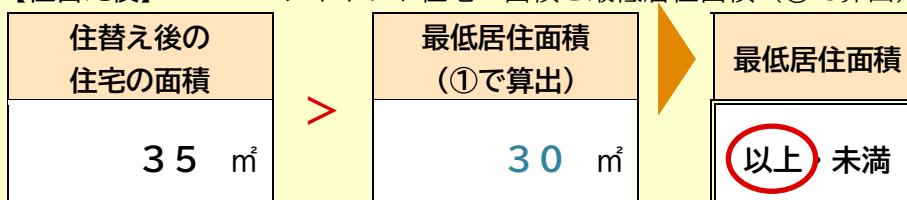
① 最低居住面積の算出

区分	計算式	面積
基礎面積		10 m ²
10歳以上	(2)人 × 10 m ² =	20 m²
6歳以上10歳未満	()人 × 7.5 m ² =	m ²
3歳以上6歳未満	()人 × 5 m ² =	m ²
3歳未満※	()人 × 2.5 m ² =	m ²
	小計	m ²
	最低居住面積※ ※小計が30m ² 未満の場合は、 30m ² とする ※小計が50m ² を超える場合は、 0.95を乗じる	30 m²

② 【住替え前】(現在居住している住宅)の住宅面積と最低居住面積(①で算出)の比較



③ 【住替え後】のセーフティネット住宅の面積と最低居住面積(①で算出)の比較



★【住替え事例】12ページへ続きます★

■ 住替え事例（2／3） ■

○ 家賃負担率の確認（8、9ページ参照）

① 所得証明書等で収入を確認（夫：200万円、妻：100万円）

$$\text{② 世帯収入} = 200\text{万円} + 100\text{万円} = 300\text{万円}$$

【住替え前】

$$\text{③ 年間の家賃総額} = 7\text{万円} \times 12\text{カ月} = 84\text{万円}$$

$$\text{④ 家賃負担率} = \text{③ } 84\text{万円} \div \text{② } 300\text{万円} = 28.0\%$$

⑤ 高家賃負担率と家賃負担率（④で算出）の比較

高家賃負担率	>	家賃負担率 (④で算出)	結果
36.7 %		28.0 %	以上 未満

【住替え後】

$$\text{③ 年間の家賃総額} = 6,5\text{万円} \times 12\text{カ月} = 78\text{万円}$$

$$\text{④ 家賃負担率} = \text{③ } 78\text{万円} \div \text{② } 300\text{万円} = 26.0\%$$

⑤ 高家賃負担率と家賃負担率（④で算出）の比較

高家賃負担率	>	家賃負担率 (④で算出)	結果
36.7 %		26.0 %	以上 未満

★【住替え事例】13ページへ続きます★

■ 住替え事例（3／3） ■

【区分判定チェックリスト】

		住替え前	住替え後
入居世帯	世帯年収 ①	3,000,000 円	3,000,000 円
	政令月収 ②	60,000 円	60,000 円
住宅	住宅面積 ③	28 m ²	35 m ²
	家賃 ④	70,000 円	65,000 円
政令月収区分の確認		<input checked="" type="checkbox"/> 0≤②≤123,000 <input type="checkbox"/> 123,001≤②≤158,000	<input checked="" type="checkbox"/> 0≤②≤123,000 <input type="checkbox"/> 123,001≤②≤158,000
居住面積の確認 ※③と⑤の比較		最低居住面積 ⑤ 30 m² <input checked="" type="checkbox"/> 最低居住面積未満 <input type="checkbox"/> 最低居住面積以上	最低居住面積 ⑤ 30 m² <input type="checkbox"/> 最低居住面積未満 <input checked="" type="checkbox"/> 最低居住面積以上
家賃負担率(④×12÷①)の確認 ※高家賃負担率(36.7%)の比較		家賃負担率 28.0 % <input checked="" type="checkbox"/> 高家賃負担率未満 <input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上	家賃負担率 26.0 % <input checked="" type="checkbox"/> 高家賃負担率未満 <input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上
区分判定 ※下記の判定表から		要支援世帯（1）	支援世帯（A）

《区分判定表》

① 政令月収 < 123,000 円以下の世帯 >

② 居住面積		最低居住面積	
③ 家賃負担率		未満	以上
高家賃負担率	未満	支援世帯（A）	
	以上	要支援世帯（1）	要支援世帯（2）

① 政令月収 < 123,000 円以上 158,000 円以下の世帯 >

② 居住面積		最低居住面積	
③ 家賃負担率		未満	以上
高家賃負担率	未満		支援世帯（B）
	以上	要支援世帯（3）	要支援世帯（4）

【住替え前】**要支援世帯（1）** ⇒ 【住替え後】**支援世帯（A）** となり、
当該住替えは居住環境が向上している

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から5ヶ月以内
※5か月以内でも、令和8年2月28日（必着）を過ぎると申請できません。
※すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。



認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の3ヶ月～1ヶ月前
※申請は、令和8年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。
※既に転居先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

- 助成金の申請は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に申請を行った場合、申請からお支払いまで、約4ヶ月程度の期間を要します。
- 引越し後にまとめて申請（助成金交付申請）をする場合と、引越し前の申請（助成対象者の認定申請）を行う場合では、手続きが異なりますので、該当のページをご参照ください。

★引越し後に、まとめて申請を行う場合 → 15ページ

＜申請期限＞引越し日から5か月以内
※申請は令和8年2月28日（必着）までに行ってください

★引越し前に、助成対象者の認定を行う場合 → 19ページ

※受付は令和8年2月28日までに引越し・交付申請ができる方に限ります

■ 注意事項 ■

- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくことになりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00） FAX：092-733-5589

MAIL:sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

＜ホームページ＞

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn_sumikaeshien.html

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

■ 手続きの流れ ■



STEP 1

福岡市内のセーフティネット住宅へ引越し

セーフティネット住宅は、以下よりお探しいただけます
専用 WEB サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」→
(<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>)



STEP 2

転入届・転居届の提出

転居先の区役所市民課又は出張所で、
「転入届」又は「転居届」を提出してください。(引越し日から14日以内)

STEP 3

助成金の交付申請

窓口で申請される場合は、事前に電話予約をお願いします。

引越し日から5ヶ月以内に申請（窓口又は郵送又はメールでの受付）してください。
※申請は令和8年2月28日（必着）までに行ってください。
提出書類はP. 16~18をご確認ください。

STEP 4

申請受付メールに返信

申請受付メールを送付いたしますので、必ずご返信ください。
結果通知の際に当メールアドレスを使用します。

審査・通知 [市]

(申請書の提出から、約3ヶ月後に、審査結果を郵送で通知します。)

助成金の振込み [市]

指定の銀行口座にお振込みをいたします。
(振込日の連絡は行っておりません。通知メールが届いてから、1ヶ月程度で
お振込みをいたしますので、通帳の記帳等でご確認ください。)

メールでのやり取りが難しい方は

郵送等で対応いたしますのでご相談ください。

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1、2、3の書類の提出が必要となります。

■ 助成金の交付申請に必要なもの(1) ■

・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。

※窓口にて申請される方は、全て原本を持参、

※郵送又はメールにて申請される方は、青字をご確認ください。

※住民票、所得証明書又は課税証明書など原本の提出が必要な場合は、窓口又は郵送で申請してください。

※指定の様式（様式第〇号）は、市のHPに掲載しています。

※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等（1／2）】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し <u>【原本】</u> (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※ <u>交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は不要</u>	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯員全員（16歳以上）の、転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類（転居前が福岡市以外の場合） <u>【原本】</u> (例)・完納証明書・滞納が無いことの証明書 等 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※助成金の申請日（市役所に書類が届いた日）時点で交付を受けてから30日を過ぎていた場合、再度取得が必要になるため、ご注意ください。 ※令和6年度中に福岡市外に居住していたことがある方は、福岡市内間で転居を行う場合も、上記書類が必要となる場合があります。 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※上記の証明書の発行していない自治体からお引越しされる方は、ご相談ください。	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員（16歳以上）の、福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書（転居前が福岡市以外の場合） <u>【原本】</u> (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※ <u>交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は不要</u>	
<input type="checkbox"/> ※3	○ 世帯員全員（16歳以上）の、令和6年分の所得が分かる書類 ※所得証明書で確認できる最新年度の所得を確認します（市役所への申請日を基準とする） ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で発行できます ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 (収入の有無に関係なく、以下のいずれかが必要です) ・令和7年度 所得証明書又は課税明細書 <u>【原本】</u> ・令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書 <u>【写し】</u> ・令和7年度 市民税・県民税（税額決定・納税）通知書 <u>【写し】</u> ※令和6年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和5年分の所得を確認します。 (令和6年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/12以降) ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は不要	

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

【必ず必要な書類等（2／2）】

チェック	必要書類	備考
«転居前の住宅について»		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸借契約書【写し】 <ない場合は、以下を提出> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第9号） 	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解約月から直近6ヶ月間の家賃の支払い状況が分かる書類【写し】 (例)・家賃引落としの通帳 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃の領収書 ・A T M等の振込明細書 等 <ない場合は、以下を提出> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃未払いがないことの証明書（転居前の住宅用）（様式第10号） 	<p>【通帳提出の場合・必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳表紙 ・直近6ヶ月分の家賃が記載されたページ <p>※ネット通帳等の場合は印刷して提出してください (注：支払者氏名、金額、支払先が確認できるよう印刷してください)</p> <p>※いずれも解約月から直近6ヶ月分が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解約日が分かる書類【写し】 (例)・解約清算書 等 	※賃貸住宅証明書（様式第9号）等で解約日が確認できる場合は、提出不要です。
«転居後のセーフティネット住宅について»		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸借契約書【写し】 	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
«引越しに係る書類について»		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料（火災保険等）・鍵交換費用の ①内訳金額がわかる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 (例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等 	<p>※各内訳+支払いが確認できるものが必要です ※コンビニで支払った場合は、別途、契約書や保険証書をご持参ください</p>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転居前の住宅の現状回復費用・清掃（クリーニング）・消毒費用の ①内訳金額が分かる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 (例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等 	<p>※各内訳+支払いが確認できるものが必要です ※転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用は対象外です</p>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し代・エアコン移設工事の ①内訳金額が分かる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 (例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等 	<p>※引越し代の見積書、領収書等については、運送業として許可を受けている業者から発行されたものに限ります。 ※引越し代の内訳があるもの（ない場合は業者へ再発行を依頼してください） ※エアコン等移設工事については、移設前後の住所が分かる書類を提出していただく場合があります。</p>
«その他»		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他市長が必要と認める書類 	※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備いただく場合があります。

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

■ 助成金の交付申請に必要なもの(2) ■

【妊娠中の場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 母子手帳 【写し】	【必要なページ】 ・表紙（交付日を確認します） ・子の保護者欄 (福岡市交付の母子手帳の場合、1ページ目)

【立ち退き料の支払いを受けた場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 立退きに係る通知書 【写し】 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） (様式第9号) 【原本】	※立退き料の金額の記載があるもの

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点 【写し】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点 【写し】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> 委任状 【原本】	※参考様式は、福岡市HPに掲載しています

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き

■ 手続きの流れ ■

STEP 1

助成対象者の認定申請 <引越し前>

引越し予定日の3ヶ月～1ヶ月前に申請（窓口、郵送又はメールでの受付）してください

提出書類はP. 21～22をご確認ください

※受付は令和8年2月28日までに、福岡市内のセーフティネット住宅に引越し
・交付申請ができる方に限ります

専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」→
(<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>)



約3ヶ月～1ヶ月

審査・通知 [市]

(申請書の提出から、約3ヶ月後に、審査結果を郵送で通知します。)

STEP 2

福岡市内のセーフティネット住宅へ引越し

STEP 3

転入届・転居届の提出

5ヶ月以内

転居先の区役所市民課又は出張所で、

「転入届」又は「転居届」を提出してください。(引越し日から14日以内)

STEP 4

助成金の交付申請 <引越し後>

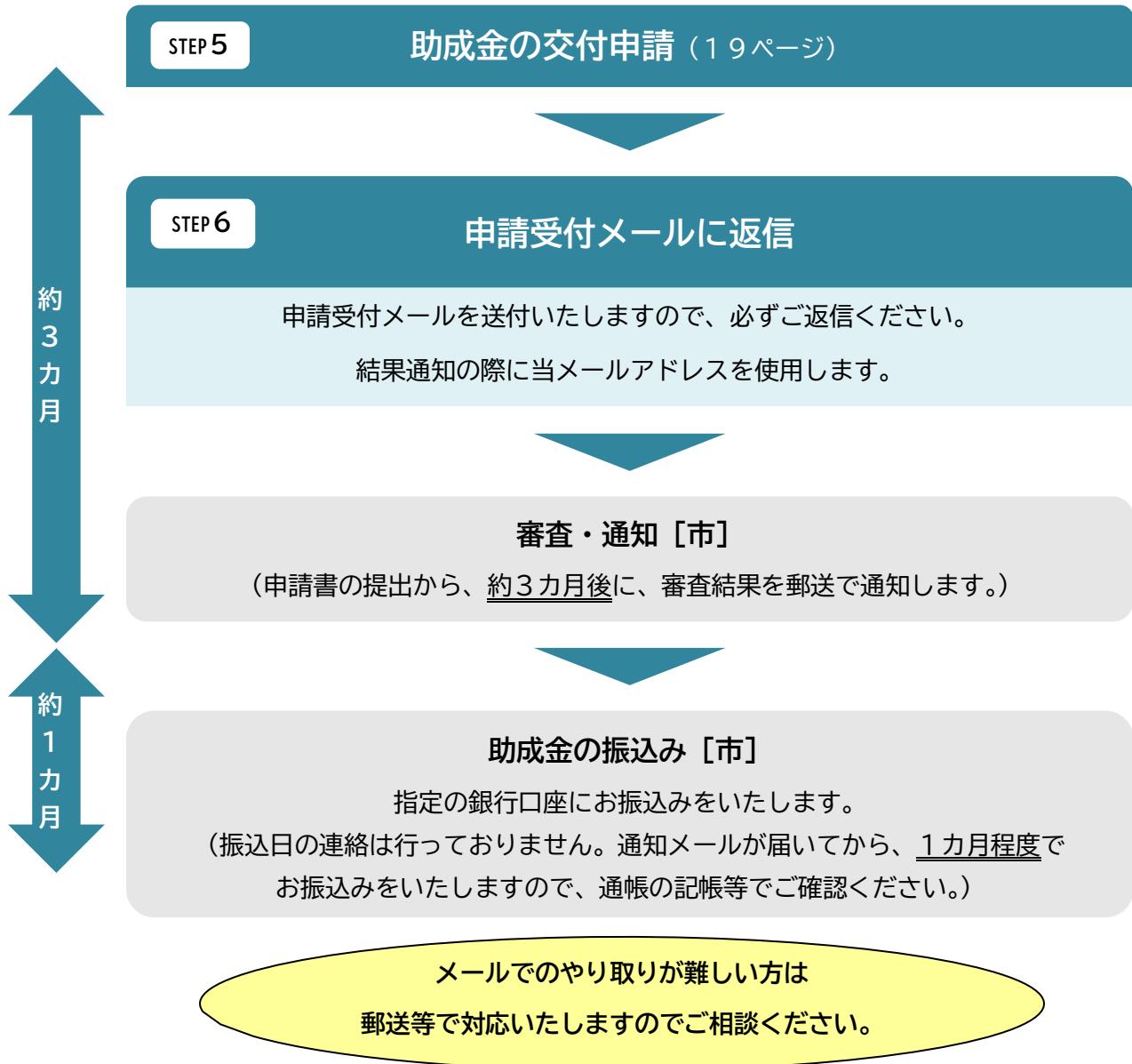
引越し日から5ヶ月以内に申請（窓口、郵送又はメールでの受付）してください

提出書類はP. 23～24をご確認ください

※申請は令和8年2月28日（必着）までに行ってください

★■ 手続きの流れ ■ 20ページへ続きます★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き



★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し前>

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1、2、3の書類の提出が必要となります。

■ 助成対象者の認定申請（引越し前の資格審査）に必要なもの ■

- 申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
※窓口にて申請される方は、全て**原本**を持参、
※郵送又はメールにて申請される方は、**青字**をご確認ください。
※住民票、所得証明書又は課税証明書など原本の提出が必要な場合は、窓口又は郵送で申請してください。
※指定の様式（様式第〇号）は、市のHPに掲載しています。
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等（1／2）】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成対象者認定申請書兼同意書 (様式第1号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
□ ※1	○ 転居前の世帯全員の住民票の写し 【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※福岡市内に住んでいる方で認定申請書兼同意書（様式第1号）に同意された方は不要	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯全員（16歳以上）の、転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類 【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※令和6年度中に福岡市外に居住していたことがある方は、福岡市内間で転居を行う場合も、上記書類が必要となる場合があります。 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。	
□ ※2	○ 世帯全員（16歳以上）の、福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書 【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※福岡市内に住んでいる方で認定申請書兼同意書（様式第1号）に同意された方は不要	
□ ※3	○ 世帯員全員（16歳以上）の、令和6年分の所得が分かる書類 ※所得証明書で確認できる最新年度の所得を確認します（市役所への申請日を基準とする） ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で発行できます ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 (収入の有無に関係なく、以下のいずれかが必要です) ・令和7年度 所得証明書又は課税明細書 【原本】 ・令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書 【写し】 ・令和7年度 市民税・県民税（税額決定・納税）通知書 【写し】 ※令和6年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和5年分の所得を確認します。 (令和6年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/12以降) ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で認定申請書兼同意書（様式第1号）に同意された方は不要	

★【必ず必要な書類】【交付申請に必要なもの（2）】22ページへ続きます★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し前>

【必ず必要な書類等（2／2）】

«転居前の住宅について»		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 賃貸借契約書【 写し 】 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） （様式第9号）	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載 及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 解約月から直近6ヶ月間の家賃の支払い状況が分かる書類【 写し 】 (例)・家賃引落としの通帳 ・家賃の領収書 ・ATM等の振込明細書 等 <ない場合は、以下を提出> ・家賃未払いがないことの証明書 (転居前の住宅用)（様式第10号）	【通帳提出の場合・必要なページ】 ・通帳表紙 ・直近6ヶ月分の家賃が記載されたページ ※ネット通帳等の場合は印刷して提出してください (注：支払者氏名、金額、支払先が確認できるよう に印刷してください) ※いずれも申請月から直近6か月分が必要です。
«その他»		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ その他市長が必要と認める書類	※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備 頂く場合があります。

■ 助成対象者の認定申請（引越し前の資格審査）に必要なもの（2）■

【妊娠中の場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 母子手帳【 写し 】	【必要なページ】 ・表紙（交付日を確認します） ・子の保護者欄 (福岡市交付の母子手帳の場合、1ページ目)

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点【 写し 】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点【 写し 】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ○ 委任状（様式は問いません）【 原本 】	※参考様式は、福岡市HPに掲載しています

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し後>

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1の書類の提出が必要となります。

■ 助成金の交付申請（引越し後の手続き）に必要なもの（1）■

- 申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
※窓口にて申請される方は、全て原本を持参、
※郵送又はメールにて申請される方は、青字をご確認ください。
※住民票など原本の提出が必要な場合は、窓口又は郵送で申請してください。
※指定の様式（様式第〇号）は、市のHPに掲載しています。
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は不要	
«転居前の住宅について»		
<input type="checkbox"/>	○ 解約日が分かる書類【写し】 (例)・解約清算書 等	
«転居後の住宅について»		
<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書【写し】 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） (様式第9号)	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載 及び押印されているページ
«引越しに係る書類について»		
<input type="checkbox"/>	○ 礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料（火災保険等）・鍵交換費用の ①内訳金額がわかる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 (例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等	※各内訳+支払いが確認できるものが必要です。 ※火災保険は、保険名に「火災」と記載がなければ、火災に対応した補償内容であることがわかる書類が必要です。 (例) ・パンフレット、契約書、保険証書 等 ※コンビニで支払った場合は、別途、契約書や保険証書をご持参ください。
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の原状回復費用・清掃（クリーニング）・消毒費用の ①内訳金額がわかる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 (例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等	※各内訳+支払いが確認できるものが必要です。 ※転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用は対象外です。

★【必ず必要な書類】【交付申請に必要なもの（2）】24ページへ続きます★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し後>

■ 助成金の交付申請（引越し後の手続き）に必要なもの（2）■

«引越しに係る書類について»

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し代・エアコン移設工事の <ul style="list-style-type: none"> ①内訳金額がわかる書類及び ②支払いを確認できる書類【写し】 <p>(例①)・請求書（見積書） (例②)・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※引越し代の見積書、領収書等については、運送業として許可を受けている業者から発行されたものに限ります。</p> <p>※引越し代の内訳があるもの (ない場合は業者へ再発行を依頼してください)</p> <p>※エアコン等移設工事については、移設前後の住所が分かる書類を提出していただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他市長が必要と認める書類 	<p>※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備いただく場合があります。</p>

【妊娠中の場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子手帳【写し】 	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙（交付日を確認します） ・子の保護者欄 (福岡市交付の母子手帳の場合、1ページ目)

【立ち退き料の支払いを受けた場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立退きに係る通知書【写し】 <p><ない場合は、以下を提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） (様式第9号) 	※立退き料の金額の記載があるもの

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点【写し】 <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）、保険証などから1点【写し】 <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委任状（様式は問いません）【原本】 	※参考様式は、福岡市HPに掲載しています

記入例【助成対象者認定申請書兼同意書（1／2）】

様式第1号（第8条関係）

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金助成対象者認定申請書兼同意書

令和〇年〇月〇日

（宛先）福岡市長

申請者 (世帯主)	ふりがな	てんじん たろう	転居予定日	令和〇年〇月〇日
	氏名	天神 太郎	電話	(日中連絡可能な番号をご記入ください) ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	(大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇. 〇〇〇		
住所	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇ハイツ 〇〇〇号室			

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金の助成対象者の認定を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、下記の【誓約事項】に掲げる助成対象者の要件に該当していることを誓約します。なお、助成対象者の要件の審査のため、申請にあたり市に提出した個人情報を基に、福岡県警察（誓約事項1の確認）及び市情報所管課（誓約事項2及び3の確認）に対して照会すること並びに次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

1 住替え後の世帯の状況（妊娠中の方はチェックをつけて下さい。）□転居日時点で妊娠中（確認欄）

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません。 います。

	同意欄	ふりがな	続柄	生年月日		
		氏名				
1	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう		昭	平/令	〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）
		天神 太郎				
2	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ		昭	平/令	〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）
		天神 花子	妻			
3	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん いちろう		昭	平/令	〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）
		天神 一郎	子			
4	<input type="checkbox"/>			昭/平/令	年	月 日（歳）
5	<input type="checkbox"/>			昭/平/令	年	月 日（歳）

（別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。）

1	<input type="checkbox"/>			昭/平/令	年	月	日	（	歳）
	住所	(〒 - - -)							

記

【誓約事項】

- 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の転居費用を受給していません。

記入例【助成対象者認定申請書兼同意書（2／2）】

【同意事項】

チェック	同意する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
<input checked="" type="checkbox"/>	市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。

2 転居前・転居後の住宅等の要件

1 現在（転居前）、市営住宅又は持家に居住していない。 (市営住宅の名義人となっていない、同居しようとする親族を含め、市内外にかかわらず持家がない。)	<input checked="" type="checkbox"/> はい • いいえ
2 転居後の住宅が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい • いいえ
3 転居することで居住環境が向上する。	<input checked="" type="checkbox"/> はい • いいえ

（チェック）

- 申請内容に虚偽がないことを表明・確約する
- 申請内容に虚偽があった場合には、当該助成金の全部を市長に返還し、一切異議を申し立てない

記入例【助成金交付申請書兼同意書（1／2）】

様式第5号（第11条関係）

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付申請書兼同意書

令和〇年〇月〇日

（宛先）福岡市長

申請者 (世帯主)	ふりがな	てんじん たろう	転居日	令和〇年〇月〇日
	氏名	天神 太郎	電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	(申請受付通知・交付決定通知をメールにて送付しますので、大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇. 〇〇〇		
住所	現	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇アパート 〇〇〇号室		
		セーフティネット住宅の登録番号		
	旧	福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇ハイツ 〇〇〇号室		
認定を受けている場合の認定番号			第 号	

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、下記の【誓約事項】に掲げる助成対象者の要件に該当していることを誓約します。なお、助成対象者の要件の審査のため、申請にあたり市に提出した個人情報を基に、福岡県警察（誓約事項1の確認）及び市情報所管課（誓約事項2及び3の確認）に対して照会（福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居支援事業補助金交付要綱に基づく家賃低廉化補助金又は家賃債務保証料低廉化補助金の交付を受けた住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居中の方を除く。）すること並びに次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

- 1 住替え後の世帯の状況（妊娠中の方はチェックをつけて下さい。） 転居日時点で妊娠中
(確認欄)

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません。 います。

同意欄	ふりがな 氏名	続柄	生年月日		
			本人 (申請者)	昭/平/令	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)
1 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう 天神 太郎	本人 (申請者)	昭/平/令	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)	
2 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ 天神 花子	妻	昭/平/令	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)	
3 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん いちろう 天神 一郎	子	昭/平/令	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)	
4 <input type="checkbox"/>			昭/平/令	年 月 日 (年歳)	
5 <input type="checkbox"/>			昭/平/令	年 月 日 (年歳)	

（別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。）

1	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (年歳)
	住所	(〒 - - -)		

記

【誓約事項】

- 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の転居費用を受給していません。

記入例【助成金交付申請書兼同意書（2／2）】

【同意事項】

チェック	同意する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
<input checked="" type="checkbox"/>	市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。
<input checked="" type="checkbox"/>	福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居支援事業補助金交付要綱第36条第1項又は第58条第1項に規定する申請の際に提出した添付書類一式について閲覧がされること

2 助成対象経費

区分	金額（消費税込）
礼金	100,000 円
仲介手数料	50,000 円
家賃債務保証料	30,000 円
住宅保険料	15,000 円
鍵交換費用	15,000 円
転居前の住宅に係る原状回復費用	50,000 円
転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	30,000 円
引越費用	50,000 円
エアコン等取付・取外工事費用 ※転居前の住宅から移設したものに限る。	10,000 円
（その他）	円
合計	350,000 円

（市審査欄）※記入しないでください。

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

助成交付金額 ￥

3 立退き料等の有無・金額 ・ 無 (有の場合 金額 50,000 円)

4 就職・転勤等のため、移転・引越し費用等の支給の有無・金額

・ 無 (有の場合 金額 100,000 円)

（チェック）

- 申請内容に虚偽がないことを表明・確約する
- 申請内容に虚偽があった場合には、当該助成金の全部を市長に返還し、一切の責任を負うことを約する

ゆうちょ銀行は、
店名・口座番号を通帳の
表紙を開いたページの下
段にて確認してください

5 助成金振込先口座 ※記入する口座は申請者名義のものに限りません。口座番号は右づめで記入してください。

金融機関名	福岡市役所		銀行	福岡		本店	支店			
預金種別	普通	・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義（カナ）	テ	ン	シ	・	ン	タ	ロ	ウ		

記入例【賃貸住宅証明書<転居前の住宅用>】

※この書類は、転居前の住宅の賃貸借契約書を紛失した場合などに、

家主や管理会社に記入してもらう書類です。

様式第9号（第8条、第11条関係）

賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）

賃借人の氏名 (社宅の場合、居住者)	天神 太郎		
証明物件の所在地 (住所)	福岡市中央区天神1丁目8番1号		
証明物件の名称・住戸番号	名称：〇〇アパート 住戸番号：201号室		
契約期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで		
家賃（月額） ※共益費、管理費は除く	70,000円		
建築年月	平成10年4月（築年数22年）		
住戸専有面積 (壁芯)	38m ² （間取り1DK）		
未払い家賃の 有無	有	・	無（有の場合 月分）
立退き料等の 有無・金額	有	・	無（有の場合 金額 円）
入居者一覧	・ 天神 太郎		
	・ 天神 花子		
	・ 天神 一郎		
	・		

私は、上記記載内容に相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸人又は管理会社 住所 福岡市中央区大名2丁目5番31
(社宅の場合、勤務先)

氏名 代表取締役 早良 三郎

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※この証明書は、「福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金」の申請にあたり、福岡市に提出します。また、証明書の内容について、福岡市から発行元へ電話確認等を行います。

記入例【賃貸住宅証明書<転居前の住宅用>】

※この書類は、転居前の住宅の家賃の領収書や引き落としの通帳がない又は提出したくない場合に、家主や管理会社に記入してもらう書類です。

様式第10号（第8条、第11条関係）

家賃等未払いがないことの証明書（転居前の住宅）

賃借人の氏名 (社宅の場合、居住者)	天神 太郎
証明物件の所在地 (住所)	福岡市中央区天神1丁目8番1号
証明物件の名称・ 住戸番号	名称：〇〇アパート 住戸番号：201号室

上記物件の、家賃（月額）70,000円（※共益費、管理費等は除く）について、

直近6か月（令和〇年〇〇月分～令和〇年〇〇月分）の支払いに未払いはありません。

私は、上記記載内容に相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

賃貸人又は管理会社 住所 福岡市中央区大名2丁目5番31

（社宅の場合、勤務先）

氏名 代表取締役 早良 三郎

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※この証明書は、「福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金」の申請にあたり、福岡市に提出します。また、証明書の内容について、福岡市から発行元へ電話確認等を行います。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL: 092-711-4279 (平日 9:00~12:00/13:00~17:00) FAX: 092-733-5589

MAIL: sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn_sumikaeshien.html

